

公益財団法人滋賀県消防協会事務局組織規程

(趣 旨)

第1条 公益財団法人滋賀県消防協会（以下「協会」という。）の事務局の組織は、定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(事務局)

第2条 協会の事務局に事務局長、主任、主事その他所要の職員を置く。

2 事務局の分掌業務は、次のとおりとする。

- (1) 理事会、評議員会その他の会議に関すること。
- (2) 定款その他諸規程に関すること。
- (3) 人事に関すること。
- (4) 契約に関すること。
- (5) 事業計画及び事業実施に関すること。
- (6) 収支予算及び決算に関すること。
- (7) 現金、物品の出納保管その他会計経理に関すること。
- (8) その他会長が必要と認めること。

(事務局長等)

第3条 事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

2 事務局長は、専務理事の命を受けて、事務局の業務を統括する。

3 事務局長が、事故等で職務を行うことができないとき、又は欠けたときは、会長が指定する者にその職務を代行させることができる。

4 主任及び主事は、事務局の業務を処理する。

(補 則)

第4条 この規程に定めるもののほか、協会の組織について、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人滋賀県消防協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。